

随意契約理由書

案件名称： 六尾配水場 ポンプ設備補修工事

契約番号： 05-83-修繕-7905

本件は、六尾配水場に設置しているポンプ設備の補修を行うものである。

本件の対象であるポンプ設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本工事の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した、株式会社西島製作所一者のみである。

よって地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、株式会社西島製作所と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由書

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

案件名称： 中央配水場 電気設備補修工事

契約番号： 05-83-修繕-7903

本件は、中央配水場に設置している無停電電源設備の補修を行うものである。

本件の対象である無停電電源設備は、電源車や発電機盤が組み合わさったものであるため、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本工事の施工が可能な者は、本設備を製造した、株式会社ミライト・ワンナーのみである。

よって地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、株式会社ミライト・ワンと随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由書

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

案件名称： 六尾配水場ほか 水道設備補修工事

契約番号： 05-83-修繕-7901

本件は、六尾配水場ほかに設置している水道設備の補修工事を行うものである。

本件の対象である水道設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した、株式会社日立製作所関西支社が補修や点検等の業務を移管している関西日立株式会社一者のみである。

よって地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、関西日立株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由書

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）の規定により、比較見積りを省略する。